

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 (注2)	署名日 署名地 (勅令第11号) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
バングラデシュ	バングラデシュ人民共和国政府 に対する贈与に関する日本国政府 とバングラデシュ人民共和国 政府との間の交換公文	貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減 に係る計画等に充当するための資金の贈与	500,000千円 -----	H23. 3.30 ダッカで (同日)	日本側 上原孝史在バングラ デシュ臨時代理大使 ラングラデシュ側 ムハメ ド・ムシヤラフ・ホセ イソ・ブイヤン財務省経 済関係担当次官	H23. 412 162号
バングラデシュ	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とバングラ デシュ人民共和国政府との間の 交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	195,000千円 H28.12.31まで	H23. 6.26 ダッカで (同日)	日本側 篠塚保在バングラ デシュ大使 ムハメ ド・ムシヤラフ・ホセ イソ・ブイヤン財務省経 済関係担当次官	H23. 7. 7 236号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。